

博士論文審査及び最終試験の結果

審査委員（主査） 山口 裕之 印

学位申請者 井坂 ゆかり

論 文 名 現代ドイツ語の目的語としての相関詞 es の出現・非出現と動詞の選択制限

<審査結果>

審査委員会は山口裕之を主査とし、副査には学内から藤縄康弘・成田節・浦田和幸の各氏、および学外から田中慎氏（慶應義塾大学教授）が加わって 2023 年 3 月に設置された。各審査委員は提出された論文を精読し、内容を詳細に検討した。その上で学位申請者に対する公開の最終審査を 2024 年 2 月 6 日（火）午後 3 時より 2 時間、本学本部管理棟中会議室にてハイフレックス形式（浦田委員のみオンラインで出席）で実施した。その結果、本論文が本学大学院の定める学位授与基準を満たすことに加え、以下に述べるとおりの優れた学術性と独自性を有していることが確認されたことから、審査委員会は全員一致で、井坂ゆかり氏に博士（学術）の学位を授与することが適当であるとの結論に至った。

<論文概要>

本論文の研究対象は〔例〕に挙げるような目的語補文に対する相関詞（以下、単に「相関詞」と称す）としてのドイツ語の代名詞 es である：

〔例〕 Wir bedauern es sehr, dass Tobias seinen Rücktritt angeboten hat.
we regret it very.much that T. his resignation offered has
私たちはトビアスが辞任を申し出たことをとても残念に思っている。

先行研究において相関詞 es は、その生起の可否が、主として述語動詞の事実性との関連で論じられてきた一方、事実的な環境に実際生起する相関詞の頻度は、個々の動詞によってまちまちである。本論文は従来、経験的調査の結果として報告されるに留まっていた相関詞の頻度の偏りに対して、選択制限という範疇的意味論の観点からアプローチすることで、どの動詞の下でどの程度頻繁に相関詞が出現したりしなかったりするのかを説明する原理を明らかにする試みである。この原理の要点は次の 2 点にまとめられる：

- ◇ 相関詞が出現するには、談話の中で、補文命題以外の命題が排除されていなければならない
- ◇ 相関詞は、母文の述語にとって、補文形式が有標であるほど出現しやすい

本論文は 13 の章から成る。最初の 2 つの章で先行研究の批判的検討とその問題点を明らかにしたのち、続く 9 つの章で 3 段階に分けて独自の観点から問題提起を行い、提起したそれぞれの問題について

コーパス調査のデータの入念な分析と考察を展開した上で、最後の2つの章で上記結論を含む総括を行っている。各章の内容を以下に要約する。

第1章「はじめに」

本論文の研究対象である相関詞を先行研究にならって定義するとともに、その特色や判別基準を再確認している。それによると、目的語としての相関詞とは、目的語補文と共に起する人称代名詞 *es* (本来は中性・単数・対格と照応する) であり、この代名詞は相関する補文が前域に現れると認められなくなる。また、こうした特色を持つ相関詞 *es* の出現・非出現はわけでも母文の述語動詞に負っている。以上を踏まえた上で本論文の筋立てを提示し、相関詞 *es* の出現・非出現を条件づける原理の解明が目標であることが宣言される。

第2章「事実性と相関詞」

相関詞の生起可能性をめぐる研究史を振り返りながら、その成果と問題点を明らかにしている。相関詞の可否は、当初、補文を求める動詞の論理的・意味論的下位区分である事実的な動詞と非事実的な動詞という対立に相関すると考えられていた (Kiparsky/Kiparsky 1970)。「事実的な動詞」とは、先に〔例〕で挙げた *bedauern*「残念に思う、後悔する」のように、補文命題の真性を前提にする動詞のことである。この「前提」という関係は、補文の命題内容が母文の極性に関わらず含意されるとき (つまり〔例〕の場合、私たちが残念に思おうが思うまいが「トビアスが辞任を申し出た」が事実であるとき) に成り立つもので、相関詞 *es* はこうした環境でしばしば生起する一方、非事実的な環境 (たとえば、同じ命題を私たちが「思う・信じる (*glauben*)」場合、その命題があらかじめ真と決まっているわけではない) には通常、生起しない。とはいえ実際のところ、相関詞 *es* は非事実的な環境でもまったく生起し得ないわけでもない上 (*ich kann's immer noch nicht glauben, dass ...*「... とは、相変わらず信じられない」といった事例がある)、事実的であるにもかかわらず相関詞を容認しない動詞も *wissen*「知っている」をはじめとして複数存在する。

そこで、こうした矛盾を先行研究がどのように解決しようとしてきたかが検討される。解決へのアプローチの1点目は、動詞の語彙意味論的多義性に糸口を見出そうとするものである。たとえば *bedauern*「残念に思う」という典型的に事実的な動詞も、相関詞 *es* を伴うのは事実である命題に対する態度 (= 状態) を意味する場合に限られる一方、当該の態度を表明するという発話行為は、非叙述的な遂行機能ゆえに事実性が問われず、相関詞も伴い得ないと説明される。2点目のアプローチは、事実性を従来のように論理的に捉えるのではなく、談話的・語用論的に捉えるものである。この場合、論理的には事実的な動詞であっても発話当事者間で事実性を確認する意図で用いられる *wissen*「知っている」等では相関詞が現れないことや、談話的に当事者双方にとって事実である命題を扱う限り、論理的には非事実的な *glauben*「思う」でも相関詞を用い得ることはむしろ道理となる。最後に、これとは対照的に、論理的な事実性を徹底するアプローチが3点目に挙げられる。ここでは、事実性の動詞を「典型的に事実的」

なもの (bedauern など) と「半事實的」なもの (wissen など) とに二分するとともに、文脈に影響されない事実性を表示する es のみを相関詞に認定する — つまり, glauben における es は後方の補文に関わる相関詞ではなく、通常の前照応の代名詞とする — ことで矛盾の解決が図られようとする。

井坂氏は、これら 3 つのアプローチのいずれについても、傾聴すべき面があると一定の評価を下しつつも、どのアプローチもそれだけでは現象を説明し尽くせていないことを、言語事実即して明らかにする。さらに、どのアプローチで事実性を理解するのであれ、事実性の点で本質的に差がないと思われる複数の動詞 (たとえば glauben 「思う」と vermuten 「推測する」、bedauern 「残念に思う」と hassen 「嫌う」) のあいだでしばしば質的・量的に相関詞の出現頻度が大きく喰い違ふという事実性に注意を喚起する。先行研究がほとんど説明の術を持ち合わせていないこの点の解明こそが重要であるとして、第 1 章で掲げた本論文の研究目標を具体化するのである。

第 3 章「実例調査の問い」

前章の結果を受け、どの動詞の下で相関詞が出現するかしないかという二分法を超え、出現率に相当程度の差があるのはなぜかをリサーチクエスチョンに据えることが述べられる。あわせて、本論文の調査の観点として各動詞の選択制限に着目することを述べるとともに、先行研究が各動詞での相関詞の生起について、もっぱら補文、わけでも dass 文 (英: that 節に相当) に着目していたのに対し、本論文では dass 文以外の補文や (代) 名詞句も含めた目的語全体を観察するという方針も示される。

第 4 章「調査方法」

目的語補文を許す動詞の中から相関詞の振舞いを観察するために適切な動詞を選定するため、Zifonun et al. (1997) による 5 つの導入クラスを検討する。その結果、各導入クラスから最低ひとつの動詞を取り上げるとともに、典型的に事實的な動詞が集中するクラスについては先行研究ですでに報告されている頻度の差を確認するべく他のクラスの倍程度の動詞を扱うとした結果、次の 11 の動詞が調査対象に据えられることになった:

- クラス I dass 文も ob 文 (英: if/whether 節) も可, (半) 事實的
→ wissen 「知っている」, vergessen 「忘れる」
- クラス II dass 文可, ob 文不可, 非事實的
→ glauben 「思う・信じる」, vermuten 「推測する」
- クラス III-i dass 文可, ob 文不可, 事實的
→ bedauern 「残念に思う」, begrüßen 「歓迎する」, hassen 「嫌う」, lieben 「愛する」
- クラス III-ii dass 文可, ob 文不可, 含意的
→ bezweifeln 「疑う」
- クラス IV dass 文不可, ob 文可
→ fragen 「尋ねる」, untersuchen 「調べる」

各動詞が目的語を伴う事例を、ライプニッツ・ドイツ語研究所 (Leibniz-Institut für Deutsche Sprache = IDS) が公開している「ドイツ語参照コーパス (Deutsches Referenzkorpus = DeReKo)」(総語数 500 億語超) から収集するが、収集件数は各動詞につき、オンライン検索システムによって得られる事例から不適切なもの(目的語を伴わない事例、当該動詞が引用の挿入句として用いられている事例など)を手作業で除いた 300 件とする。この件数は、補文だけを対象に相関詞の出現頻度を調査した先行研究が各動詞 100 件の事例を収集していたことを踏まえたものである。

第 5 章「収集した事例」

前章の手順で得られた事例について、どの種の補文や(代)名詞句がどの程度の割合で目的語に現れるかを動詞ごとに紹介する。(代)名詞句を含めた目的語全体に占める相関詞 *es* の割合がどの動詞においても 1 割に満たないという全体的傾向を確認した上で、相関詞の出現・非出現、および出現する場合の頻度に関する結果が次のようにまとめられる：

- 相関詞が出現しなかった動詞は 6 つ：*wissen*, *vergessen*, *vermuten*, *bezweifeln*, *fragen*, *untersuchen*
- 相関詞が出現した動詞は 5 つ：*glauben*, *bedauern*, *begrüßen*, *hassen*, *lieben*
- 相関詞が出現した動詞では、相関詞の頻度が(代)名詞句の頻度と相関している

第 6 章「事例分析の問い」

前章の調査結果を受けた次のステップとして 3 つの問いが提起される：

1. 相関詞の出現率が 0% であった動詞には選択制限の点でどんな共通点があるか
2. とともにクラス II に属し、事実的な発話背景を必要としない 2 つの動詞のうち *glauben* に相関詞が認められ、*vermuten* に認められない点に選択制限の違いが関わるか
3. 相関詞が出現した 5 つの動詞の出現率の差と相関する(代)名詞句の頻度の差は、各動詞の選択制限によってどのように動機づけられるか

第 7 章「選択制限」

選択制限とは、主語や目的語などの項に対して述語動詞が意味論的に課す範疇的な制限(たとえば *verletzen* が「人を傷つける」のに対し、*beschädigen* は「モノを傷つける」)だが、井坂氏は補文の背後に作用するコトの範疇の細分化の必要性を唱える。Vendler (1967) 等を参照しつつ、従来の「命題」のほか「疑問」や「感嘆」、さらに、命題のような真偽ではなく開始や終了、継続などによって特徴づけられる事柄である「出来事」を提案するとともに、言語表現の形態統語論的特徴に鑑みてそれらを判別する基準を明確にしている。

第 8 章「実例分析：目的語文」

収集した補文の事例を、前章の基準に則って検証したデータが提示され、このデータに基づいて先の問 1 の解決につながる結果が報告される。それによると、問 1 に関して、相関詞の出現率が 0% だった動詞はいずれも「疑問」を許すものであった。また、問 2 についても、Zifonun et al. (1997) で ob 文が許されないとされていた *vermuten* の下には、*glauben* と異なり、間接疑問文と思われる w 文（英：wh 節に相当）が 1% 程度の頻度で現れることが判明した。他方、問 3 については、該当する動詞のいずれも「疑問」を許さないという点（しかもこの点で問 1 の動詞とは対照的）で共通していることが確認されたものの、補文の事例のみの観察による限界も指摘され、(代) 名詞句で表現される人・モノも含めた目的語の選択制限の全体像を確認するような、さらなる調査が必要であることが述べられる。

第 9 章「導入クラス II の追加調査・考察」

この結果を受け、本章では導入クラス II の 2 つの動詞に関わる追加調査が提案される。*glauben* と *vermuten* のうち後者には「疑問」が可能だが前者には不可能である、という先の調査から窺われる仮説の当否を検証するため、「疑問」の指標として確度の高い ob 文が補文として当該動詞と結合するかどうかを、DeReKo から事例を収集して分析した。その結果、*vermuten* と ob 文が共起する事例は 216 件あったのに対し、*glauben* と ob 文が共起する事例はわずか 1 件に過ぎず、しかもこの 1 件の ob 文は補文ではなく、付加語文の一種である認容文（「p であっても p でなくても」）と分析されるものであることが判明した。あわせて *glauben* については、先に収集していた補文、特に w 文の事例を改めて観察したところ、これらの w 文は「疑問」ではなく「感嘆」を意味することが突き止められた。

第 10 章「命題と相関詞」

問 1 と問 2 に対して経験的な解答が得られたところで、本章は、「疑問」の可否がなぜ相関詞の可否に繋がるのかを考察している。その際、Krifka (2011) の線で「疑問」を捉えることで、「疑問」の「命題」や「感嘆」に対する相違を明確にしている。すなわち「疑問」は、同一の述語動詞に基づきながらも、極性や空所に補充され得る値が可変的であるような複数の命題の集合である点で、単一の「命題」や、空所を補充する値が（たとえ具体的に特定されなくても）ひとつには定まっている「感嘆」とは一線を画すものである。

第 11 章「実例分析：名詞句と代名詞句の目的語」

本章は、残された課題である問 3 に取り組むにあたり、まず (代) 名詞句の意味論を検討する。ここでは、複数の関連文献を引きつつ (代) 名詞句が通言語的に、有生物・無生物の指示に用いられるだけでなく、「出来事」(例：「ソ連の崩壊が起こった」) や「命題」(例：「ソ連の崩壊は事実だ」)、「潜伏疑問 (Concealed Question = CQ)」(例：「太郎の大学を知っている」は「太郎の勤めている大学がどこかを知っている」と同義であり得る) を表現することも可能であることが再確認される。これを踏まえた上で、

fragen (= (代) 名詞句による目的語のスロットがコトではなく質問相手に相当する人の項によって優先的に埋められる動詞) を除く全導入クラスの動詞における (代) 名詞句目的語の事例が観察される。その結果、補文に対する相関詞が生起した 5 つの動詞の下では予想どおり、CQ としての (代) 名詞句が見られないことが確認される。さらに、相関詞の頻度の低い glauben「思う」の (代) 名詞句が事実上「命題」に限られ、有生物・無生物を指すものが (ほぼ) まったく現れないのに対し、相関詞の頻度が極めて高い hassen「嫌う」や lieben「愛する」では (代) 名詞句が有生物・無生物を指す事例が大半を占め、命題の事例は少数派であることが明らかになる。そこで井坂氏は、相関詞の機能の本質は、目的語として「命題」を表現することが有標である環境に「命題」が現れることを示す点にある、と結論づけるのである。

第 12 章「目的語と相関詞」

第 10 章と第 11 章の成果を、本報告書の冒頭々に挙げた 2 点の原理にまとめ直している。

第 13 章「まとめと展望」

本論文の議論を振り返り、扱えなかった動詞が多数あることを今後の課題として認めつつ、本論文の成果として、文意味論的条件と語用論的条件というすでに先行研究で指摘され議論されてきた相関詞の生起に関わる対照的な要因が、選択制限という語彙意味論的な要因によって条件づけられる可能性を強調して全編を結んでいる。

< 審査概要および評価 >

審査委員会はとりわけ次の諸点を本論文の優れている点として高く評価する：

1. 従来首尾一貫した説明が困難だった相関詞の出現可能性や頻度について、選択制限という一見ありふれた条件から非常に明快で説得力のある説明原理を構築した。
2. 補文に関わる現象だからといって対象を補文に限定せず、関与する動詞で認められる目的語の全体像にアプローチすることで、従来見逃されていた事実を掘り起こした。
3. 先行研究を踏まえた上で量的・質的に必要な事例を十分に収集して丹念に分析するとともに、立論にあたって適切に引用・翻訳し、分かりやすく解説している。
4. 独創性に富んだ考察・検証を極めて緻密に展開するとともに、それが学術的バックグラウンドを異にする読者にとっても分かりやすい表現で達成されている。
5. ドイツ語教育等にも生かし得る事実や情報が数多く紹介されている。

その一方で以下のような問題点も指摘された：

1. 緻密な論述の割に論文の章立てが単純に過ぎるとともに、一部の章は章として極端に短い。このため、論理的階層関係が読み取りにくくなっている。

2. 論文の最終盤になるまで本論文のテーゼの輪郭が明確にならずもどかしい上に、その提示の方法も簡素に過ぎるため、本来持ち得たインパクトが若干、削がれてしまっている。
3. 多くの事例にあたってだけに、選択制限に着目した分析だけでなく、文脈にも鑑みた分析も試みてみればなおよかった。
4. 先行研究の議論の出発点から説き起こし、かつ立論の重心を意味論に置いたせいも、統語論的な考察に十分立ち入れないままになってしまったのが惜まれる。

とはいえ、これらは本論文の成果や独創性を根本的に揺るがすものではなく、本論文の価値や出来栄を認めた上での発展的な改善提案である。

最終審査で井坂氏は、自身の成果を約 25 分のプレゼンテーションの中であらためて要約して提示したが、非常に要領を得た分かりやすいものであった。また、続く審査委員からの指摘や質問に対しても、反論すべきは根拠を挙げて反論・説得に努める一方、至らなかった点は率直に認めつつ今後への展望を具体的に示すことができていた。さらに、コーパスを活用した方法論や本論文の言語学に限定されない学術的意義についての質疑応答からは、井坂氏が、言語・人間・社会について本論文に書き下ろした以上に深い見識を備えていることも明らかとなった。

以上から、審査委員会は、冒頭で述べたとおり全員一致で、井坂ゆかり氏が本論文をもって博士（学術）の学位を受けるのが相応しいと判断した。